

介護保険 サービスガイド

(2024年度版)



米原市

一人ひとりの人生に寄り添い、 自分らしく生きる手助けを

おかげさまで、ひだまりは創立から21周年を迎えることができました。
これもひとえに、地域の皆様の温かいご支援と励ましのおかげであり、深く感謝申し上げます。
私たちは、現代社会において高齢化や少子化が進む中、「全世代型対応支援」を目標に掲げ、
これからも皆様が安心して暮らせる環境づくりに貢献してまいります。

高齢者支援

障がい児者支援

地域支援

相談支援

下多良で
新しいこと始めます！
(旧クリニック跡)

一色拠点

〒521-0031
滋賀県米原市一色458-2

本郷拠点

〒521-0212
滋賀県米原市本郷603-1

近江拠点

〒521-0082
滋賀県米原市能登瀬1322-1

米原拠点

〒521-0012
滋賀県米原市米原993

〒521-0016
滋賀県米原市下多良3-36

高齢者支援

在宅部門	地域密着型通所介護 デイひだまり	☎ 54-2277
	小規模多機能型居宅介護 ほっとひだまり	☎ 54-2277
	小規模多機能型居宅介護 はなれひだまり	☎ 55-9000
	看護小規模多機能型居宅介護 笑みの家ひだまり	☎ 54-3377
	訪問看護ステーション ひだまり	☎ 54-2233
	総合事業型サービス 和ひだまり (半日型の活動や予防リハビリ)	☎ 080-1514-5295
	共用型デイサービス 緑ひだまり	☎ 54-1122
入所部門	特別養護老人ホーム わが家ひだまり	☎ 55-8500
	認知症対応型共同生活介護 緑ひだまり	☎ 54-1122

障がい児者支援

放課後等デイサービス 青空ひだまり	☎ 54-3355
放課後等デイサービス 陽空ひだまり	☎ 090-7746-8816
生活介護 大空ひだまり	☎ 54-3355
短期入所 星空ひだまり	☎ 54-3355
日中一時・移動支援	☎ 54-3355

相談支援

居宅介護支援事業 居宅ひだまり	☎ 54-0166
障がい相談事業 紅色ひだまり	☎ 54-0166

地域支援

買い物支援	☎ 080-1514-5295
福祉有償運送	☎ 55-3131



社会福祉法人ひだまり

[法人本部] 〒521-0212 滋賀県米原市本郷 603-1 ☎ 0749-55-3131 ☎ 0749-55-8686
 info@hidamari-shiga.jp https://www.hidamari-shiga.jp

ホームページ
ひだまりの詳細
はこちらから→



Instagram
写真や動画で
ありのままを♪



facebook
各事業所の日々
の活動を発信！



YouTube
職員インタビュー
も見られます！



ひだまり 米原

もくじ

1	介護保険制度とは	… 2
2	介護(予防)サービス利用までの流れ	… 4
3	要介護状態区分の目安	… 6
4	介護(予防)サービスの利用のしかた	… 7
5	介護サービスと介護予防サービス	… 9
6	介護予防・日常生活支援総合事業	…19
7	サービスにかかる費用	…21
8	自己負担額が高額になった場合	…23
9	介護保険サービス以外のサービス	…24

相談窓口

窓口	住所	電話番号
高齢福祉課	米原市米原1016番地	0749-53-5122
高齢福祉課(地域包括支援センター)	米原市米原1016番地	0749-53-5120
米原市山東伊吹地域包括支援センター (山東・伊吹地域担当)	米原市長岡1206番地 (米原市役所 山東支所内)	0749-55-8100
米原市米原近江地域包括支援センター (米原・近江地域担当)	米原市新庄77番地1 (地域包括医療福祉センター ふくしあ内)	0749-51-9014



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2024年10月発行

発行:米原市

編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

※コンテンツの一部は、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)の情報をもとに株式会社ジチタイアドが作成したものです。

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。

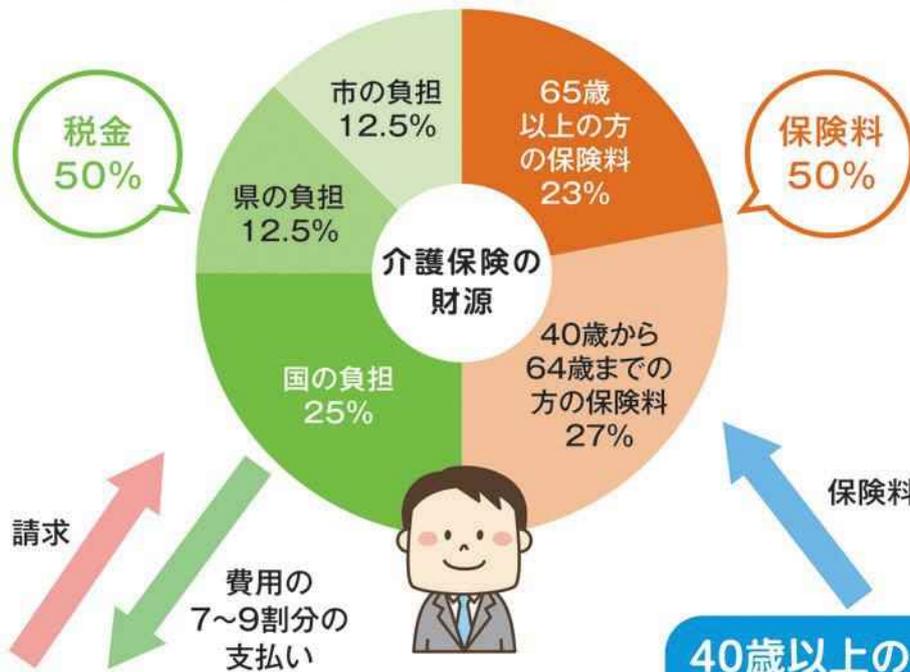
介護保険制度とは

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者や、その家族が抱えている不安や負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的として創設されました。高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送るためにも、介護保険制度はなくてはならない制度です。

介護保険制度は、私たちが住む米原市が運営します。
40歳以上のおみなさんが保険料を負担し
老後の安心を社会全体で支え合う制度です。

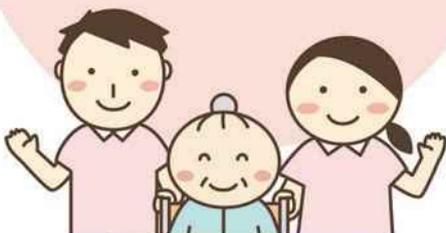


米原市(保険者)



サービス事業者

- 居宅サービス
- 地域密着型サービス
- 施設サービス



1~3割負担でのサービス利用

サービスの提供

40歳以上のおみなさん (被保険者)

第1号被保険者
65歳以上の方

第2号被保険者
医療保険に加入している
40歳から64歳までの方



介護保険サービスを利用できる方

<第1号被保険者(65歳以上の方)>

米原市が実施する要介護(要支援)認定において、要介護状態※1・要支援状態※2と認定された場合、いつでも介護サービスを受けることができます。

※1 要介護状態 寝たきりや認知症などで、介護を必要とする状態

※2 要支援状態 家事や身支度などの日常生活に支援が必要な状態

<第2号被保険者(40～64歳の方)>

公的医療保険の加入者で、介護保険の対象となる特定疾病※3により介護が必要と認定された場合のみ介護サービスを受けることができます。

※3 特定疾病 加齢に伴って生じる心身の変化に起因し要介護状態の原因である心身の障がいを生じさせると認められる疾病

厚生労働省が定める以下16種類の疾病が対象

《介護保険の対象となる特定疾病》

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- かんせつ関節リウマチ ●きんいしゆくせいそくさくこうかしょう筋萎縮性側索硬化症 ●こうじゅうじんたいごっかしょう後縦靭帯骨化症
- こつそしょうしやう骨折を伴う骨粗鬆症 ●にんちしやう初老期における認知症
- しんこうせいかくじやうせいまひ進行性核上性麻痺、だいのうひつきていかくへんせいしやう大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】
- せきずいしょうのうへんせいしやう脊髄小脳変性症 ●せきちゆうかんきやうさくしやう脊柱管狭窄症 ●そうろうしやう早老症 ●たけいどういしゆくしやう多系統萎縮症
- どうじやうびやうせいしんけいしやうがい糖尿病性神経障害、どうじやうびやうせいじんしやう糖尿病性腎症及びどうじやうびやうせいもうまくしやう糖尿病性網膜症
- のうけつかんしつかん脳血管疾患 ●へいそくせいどうみやくこうかしやう閉塞性動脈硬化症 ●まんせいへいそくせいはいしつかん慢性閉塞性肺疾患
- しつかんせつ両側の膝関節又はこかんせつ股関節に著しい変形を伴うへんけいせいかんせつしやう変形性関節症

65歳になったら、介護保険被保険者証が交付されます

介護保険被保険者証		
被 保 険 者	番 号	
	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	性別
交付年月日	年 月 日	
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	0 0 0 0 0 0 米原市	

65歳以上の方(第1号被保険者)

⇒すべての人に介護保険証(被保険者証)が交付されます。

40歳から64歳までの方(第2号被保険者)

⇒要介護認定の申請をし、認定を受けた方に交付されます。

保険証はこんなときに必要です

- 要介護認定を新たに申請または更新するとき
 - ケアプランの作成を依頼するとき
 - 介護保険サービスを利用するとき
 - 介護予防・日常生活支援総合事業を利用するとき
- ※病気やケガなどで医者にかかる時(診察や治療、投薬など)は、医療保険の保険証(健康保険証)を提示してください。
- ※介護保険被保険者証を紛失や破損した場合は、下記窓口にて再交付の申請をしてください。

米原市くらし支援部 高齢福祉課 電話 0749-53-5122

ご自身やご家族に介護が必要になった場合、介護(予防)サービスを利用するには要介護(要支援)認定を受けることが必要です。具体的な認定や手続きの流れは、以下のようになります。

相談窓口（地域包括支援センター）へ相談

本人の状態や、利用を希望するサービスを確認します。

- 明らかに要介護認定が必要な方
- 予防給付や介護給付によるサービスを希望している方

- 必要なサービスを判断するために本人の状況確認が必要な方

- 明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断される方

要介護認定の申請

<申請時に必要なもの>

- ・要介護・要支援認定申請書
- ・介護保険被保険者証
- ・健康保険被保険者証(40歳以上65歳未満の方のみ)
- ・個人番号(マイナンバー)が確認できる書類

認定調査・主治医意見書

市の調査員が自宅や施設等を訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います。主治医意見書は主治医に依頼をします。

※申請者の意見書作成料の自己負担はありません。

審査判定

<一次判定>調査の結果および主治医意見書の一部の項目がコンピューターに入力され、全国一律の判定方法で要介護度の判定が行われます。

<二次判定>一次判定の結果と主治医意見書に基づき、介護認定審査会による要介護度の判定が行われます。

認定・通知

介護認定審査会の判定結果に基づき要介護認定を行い、申請者に結果を通知します。

認定は要支援1・2から要介護1～5までの7段階および非該当に分かれています(6ページ参照)。

通知結果

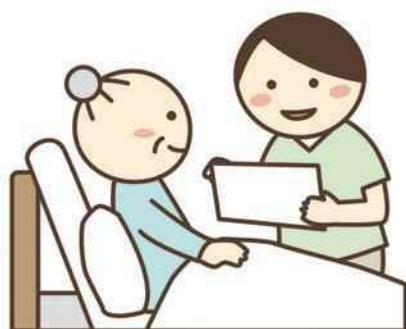
非該当と判定された方

要支援1・2と判定された方

通所型サービス・訪問型サービスのみ利用の方

上記以外の方

要介護1～5と判定された方



基本チェック リストによる判定

介護保険サービスの給
付が必要とみられる方

介護予防・生活支援
サービス事業の**対象者**
と判定された方

介護予防・生活支援
サービス事業の**対象外**
と判定された方

介護予防・日常生活 支援総合事業

全ての65歳以上の方は、一般
介護予防事業を利用できます。

19ページへ

介護予防・生活支援サービス事
業を利用できます。(一般介護
予防事業も併用できます)

19ページへ

保険給付 (予防給付・介護給付)事業

要支援1・2の方は、介護予防
サービスを利用できます。(一
般介護予防事業、介護予防・
生活支援サービス事業も併用
できます)ケアプランの作成
が必要となります。

7ページへ

要介護1~5の方は、介護サー
ビスを利用できます。ケアプラ
ンの作成が必要となります。

7ページへ

要支援状態または要介護状態については、おおむね次のような状態が考えられます。

※状態は各区分における主な内容を表しています。

必ずしも実際の状態と一致するものではありません。

要介護状態区分	要介護・要支援の状態(例)
非該当 (自立)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態
要支援1・2	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活に少し支援が必要で、介助を受けることで、身体の機能の維持・改善が見込める状態
要介護1	要支援の状態に加えて心身状態の不安定さや、認知症等により理解力の低下がみられる状態
要介護2	要介護1の状態に加え、排泄や食事についても部分的な介護が必要となり、認知症等によっていくつかの行動・心理症状がある状態
要介護3	要介護2の状態と比較して、さらなる認知機能の低下がみられる。排泄、身だしなみや部屋の掃除などの身の回りの世話、立ち上がりや片足での立位などが自分ではできない、歩行や移動の動作が自分ではできないことがあるなど、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力や全般的な理解力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護5	要介護4の状態よりもさらに認知機能や動作能力が低下し、ほぼ全ての動作に全介助が必要。介護なしで日常生活を営むことは不可能な状態

■ 日常生活動作 …………… 日常生活を送るために必要な動作です。

【具体的な動作】 食事、排泄、入浴、整容、衣服の着脱、移動、起居動作などです。

■ 手段的日常生活動作 … 日常生活を送る上で必要な動作のうち、日常生活動作より複雑で高次の動作です。

【具体的な動作】 買い物、洗濯、掃除等の家事全般、金銭管理、服薬管理、交通機関の利用、電話の対応などです。

介護事業を通じて、 感謝と笑顔があふれる事業所を 目指します！



福祉用具の
レンタル・販売



住宅改修



居宅支援事業
(ケアプラン作成)

『感謝』と『笑顔』を生み出し続ける企業

株式会社リーフルは、お客様一人ひとりの立場に立ち、
質の高い商品とサービスを提供することで、お客様の喜びとともに『感謝』と『笑顔』を
生み出し続けられるよう、スタッフ一同、努力してまいります。

おむつの販売・お届けも行っております。
市の「紙おむつ等支給券」もご利用頂けます。

—— お困りごとがありましたらお気軽にご相談ください! ——



株式会社 リーフル

滋賀県指定事業所
介護保険指定事業所番号 2570300018

〒526-0042 滋賀県長浜市勝町372-1

●営業時間 9:00~17:30 ●定休日 第2・第4・第5土曜日/日曜日/祝日

TEL 0749-63-7880 FAX 0749-63-7891

<http://leaful.jp>



サービスを利用する場合は、ケアプランの作成が必要となります。

ケアプランとは、どのようなサービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画のことです。

依頼を受けたケアマネジャーは、どのサービスをどう利用するか、本人や家族の希望、心身の状態を充分考慮して、ケアプランを作成します。

要介護1〜5と認定された方

居宅サービス
(地域密着型サービスも含む)

居宅介護支援事業所へ依頼

居宅介護支援事業所と契約し、ケアマネジャーにケアプランの作成を依頼します。

ケアプランの作成

ケアマネジャーが利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。ケアマネジャーと利用者・家族・サービス提供事業者等で、利用者の自立支援の助けとなるサービスの検討を行います。課題の話し合いを基に、ケアマネジャーと一緒に利用するサービスの種類や回数を決めます。

居宅サービスの利用

居宅サービス提供事業者と契約し、ケアプランに基づいてサービス利用がスタートします。

介護保険施設へ入所

病院のソーシャルワーカーやケアマネジャーに相談するなどして、施設に入所申し込みをします。入所が決まれば、契約します。

施設ケアプランの作成

入所後、施設のケアマネジャーが利用者本人や家族の状況を把握し、介護職員など専門職と課題を話し合った上でケアプランを作成します。

施設サービス

要支援1・2と認定された方

地域包括支援センターへ依頼

地域包括支援センターに相談し、ケアプランの作成を依頼します。

ケアプランの作成

- ①地域包括支援センターの主任介護支援専門員等が自宅を訪問し、本人の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
- ②地域包括支援センターの主任介護支援専門員等と利用者・家族・サービス提供事業者で、本人の介護予防の助けとなるサービスの検討を行います。
- ③利用するサービスの種類や回数を決めます。

介護予防サービスの利用

ケアプランに基づいて、介護予防サービスを利用します。

ケアマネジャーとは

本人・家族の相談に応じたり、本人に適したサービスを受けられるようにケアプランの作成や市・サービス事業者・施設等との連絡調整を行っています。

ケアマネジャーは、主に居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどに所属しています。

居宅介護支援事業所

事業所名	住所	電話番号
坂田ケアプランセンター	米原市野一色1136	0749-55-3522
在宅介護ファミリーケア米原センター	米原市中多良1-17	0749-52-5665
ケアプランセンター米原市社会福祉協議会	米原市顔戸1729-1	0749-52-1463
ケアマネジメントセンター・ライフ	米原市高溝636-6	0749-52-9191
ケアセンターいぶき居宅介護支援事業所	米原市春照58-1	0749-58-1222
スマイルケアプランセンター	米原市寺倉603-3	0749-54-8203
ケアプランセンター あすか	米原市顔戸1411-50	0749-52-1444
ケアプランみしま池	米原市池下563-1	0749-55-0304
Links	米原市顔戸501-5	0749-57-6310
やすらぎハウス居宅介護支援事業所	米原市顔戸21-2	0749-52-1470
水野ケアプランセンター	米原市長岡645	0749-55-4110
ひだまり	米原市能登瀬1322-1	0749-54-0166
つむぎ	米原市多和田1031-3	0749-50-2993
ういんぐ居宅介護相談センター	米原市井之口180	0749-53-0048
坂本ケアサービス 居宅介護支援事業所	米原市宇賀野219-32	0749-52-4664
ケアマネジメントセンター琵琶	滋賀県長浜市川道町2694	0749-72-8003
リーフル 居宅介護支援事業所	滋賀県長浜市勝町372-1	0749-63-6948
ニチイケアセンター湖北	滋賀県長浜市加納町886	0749-68-1896
ケアプランセンターふれあい	滋賀県長浜市口分田町528-21	0749-63-0050
オリーブケアプランセンター	滋賀県長浜市八幡東町210-6	0749-64-1303
ケアプランセンターおうみ	滋賀県長浜市本庄町700-1	0749-53-3300
アンタレスケアプランセンター	滋賀県長浜市加田町3360番地	0749-68-4113
ケアプラン つどい	滋賀県長浜市常喜町885番地	0749-57-6780
田中ケアサービス株式会社 長浜支援センター	滋賀県長浜市祇園町278-5	0749-68-2033
けあカフェ あんど	滋賀県長浜市下坂中町200-1	0749-68-4025
おぎはらケアサポート	滋賀県長浜市神照町783番地21	0749-57-6333
ケアパートナーヨシイ	滋賀県長浜市八幡東町308-4	0749-65-2822
ケアプランセンターアリビオ	滋賀県長浜市加田町1402	0749-65-7388
シャトンケアプランセンター	滋賀県長浜市平方町1210番25 リバティハイツ1階 102号室	0749-53-2156
なないろケアプランセンター	滋賀県長浜市八島町1557-1	0749-53-4327
田中ケアサービス株式会社 高月支援センター	滋賀県長浜市高月町柏原418-1	0749-85-3365
居宅介護支援事業所すずらん	滋賀県長浜市高月町落川134-3	0749-85-2200

在宅で受けるサービス

施設に通って受けるサービス

■ 要介護1~5の方

通所介護(デイサービス)

通所介護の施設に通い、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けます。利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

通所リハビリテーション(デイケア)

通所リハビリテーションの施設(介護老人保健施設、病院、診療所など)に通い、医師の指示に基づく専門的なリハビリテーションを日帰りで受けることができます。

食事や入浴等の日常生活上の支援もリハビリテーションの視点で行います。また「栄養改善」「口腔機能向上」「社会参加」に関するサービスを組み合わせ受けることができます。

認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に、専門的なケアを提供するサービスです。通所介護の施設(デイサービスセンターやグループホームなど)に通い、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けます。利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

地域密着型通所介護

地域密着型通所介護の施設(利用定員19人未満のデイサービスセンターなど)に通い、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練などを日帰りで受けます。利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

■ 要支援1・2の方

介護予防通所介護

介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。 ▶ 19ページへ

介護予防通所
リハビリテーション

通所リハビリテーションの施設(介護老人保健施設、病院、診療所など)に通い、医師の指示に基づく専門的なリハビリテーションを日帰りで受けることができます。

食事や入浴等の日常生活上の支援もリハビリテーションの視点で行います。また「栄養改善」「運動器の機能向上」「口腔機能向上」に関するサービスを組み合わせ受けることができます。

介護予防認知症対応型
通所介護

認知症の方を対象に、専門的なケアを提供するサービスです。通所介護の施設(デイサービスセンターやグループホームなど)に通い、介護予防を目的とした食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けます。利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

すべての地域のすべての方々が
安心して暮らせる医療・福祉をめざして

地域包括ケアセンター いぶき

診療所

小児から高齢者まで、病気の予防から治療、さらには在宅ケアまで。地域の皆様と信頼しあえる診療所を目指します。

- ベッドを持たない無床診療所です。
- 3カ所の診療所を運営しています。
- 科を限らず、何でも診療します。
 - 内科 ●小児科 ●整形外科
 - 耳鼻科 ●皮膚科 など
- 在宅療養支援診療所(24時間対応)
住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、医師と看護師が自宅へ定期的に訪問し、医療・ケアを提供します。
- 訪問看護を提供します。



診察室



往診

ケアセンターいぶきの理念



介護老人保健施設

あくまでも「家へ帰すこと」を目的として、リハビリテーションに力を注いでいます。「自分で歩けるように、食べることができるように」を念頭に自宅に帰っても安心して暮らせる体制づくりに取り組んでいます。また、短期入所では、ご家族の方々の介護負担の軽減や、冠婚葬祭などで家族でのケアが難しくなった場合に緊急の受入もいたします。

- 入所定員60床 (内ショートステイ30床)

回復期～維持期
老健・ショートステイ



療養室



レクリエーション

リハビリテーション

1日でも早い回復に向けて、スタッフ一人ひとりが皆様と力を合わせてまいります。



リハビリの様子

- 医療のリハビリ (病気やケガからの回復のため)
- 通所のリハビリ (在宅で過ごすため)
- 老健入所のリハビリ (家に帰るため)
- パワーリハビリ (介護予防のため)
- 訪問リハビリ (通院できない方のため)

居宅介護支援事業所

ご利用者様やご家族が居宅において、安心・安全に生活ができ、適切なサービスが受けられるように、提供事業者と連絡・調整してまいります。



通所リハビリ(デイケア)

可能な限り自立した日常生活が送れるよう、リハビリを中心に適切な介護支援を提供します。

- 定員25名
- 米原市の住民を対象
- リハビリに特化 (入浴はありません)



送迎の様子

地域包括ケアセンターいぶき

〒521-0314 滋賀県米原市春照58-1

TEL 0749-58-1222 FAX 0749-58-8036

詳しくはWEBをご覧ください



■介護保険サービス提供事業者一覧表(米原市をサービス提供地域とする事業者)

事業所名	住所	電話番号
地域密着型通所介護		
スタイルケア	米原市高番408	0749-58-8003
(福)米原市社会福祉協議会 東部デイサービスセンター はびろ	米原市柏原2202	0749-57-1800
(福)米原市社会福祉協議会 北部デイサービスセンター きたで〜	米原市大久保885	0749-58-8010
(福)米原市社会福祉協議会 デイサービスセンター 行こ家のとせ	米原市能登瀬1294-3	0749-54-8188
(福)米原市社会福祉協議会 デイサービスセンター 寄り家うかの	米原市宇賀野590	0749-52-6880
特定非営利活動法人 ほほえみ	米原市上野1056	0749-58-2288
ひだまり	米原市一色458-2	0749-54-2277
ラウンド多和田	米原市多和田1033-1	0749-54-1022
いぶきの家	米原市井之口180	0749-55-0205
est エストー	米原市顔戸501-5	0749-57-6277
ファミリーケア米原センター	米原市中多良1-17	0749-52-5665
リハビリデイサービスここりは	米原市宇賀野181	0749-52-1211
URBAN STUDIO ゆるりは米原	米原市顔戸1315-7	0749-52-8550
通所介護(デイサービス)		
山東デイサービスセンター	米原市長岡1050-1	0749-55-7188
デイサービス みしま池	米原市池下563-1	0749-55-0304
きらめきデイサービスセンター	米原市朝妻筑摩2483	0749-52-8816
(福)米原市社会福祉協議会 デイサービスセンター 愛らんど	米原市春照56	0749-58-1770
(福)米原市社会福祉協議会 デイサービスセンター ゆめホール	米原市三吉570	0749-54-3110
スマイルデイサービスセンター	米原市寺倉603-3	0749-54-8204
デイサービスセンター やすらぎハウス	米原市顔戸21-2	0749-52-1470
デイホームゆりの木 米原	米原市世継1028-9	0749-52-8338
ポラリスデイサービスセンター米原	米原市岩脇482-1	0749-52-8067
リハデイいそ	米原市磯1703	0749-52-8700
デイサービスお庫裡さん	米原市大清水1107	0749-56-2309
デイサービスももあん	長浜市下坂浜町80-1	0749-57-6454
デイサービス つどい	長浜市常喜町671-1	0749-57-6886
ポラリスデイサービスセンター長浜	長浜市宮司町849	0749-65-5678
デイサービスセンターアリビオ	長浜市加田町1402-6	0749-51-9096
(市外の事業所については、総合事業通所介護に指定している通所介護事業所のみ掲載しています。) また、サービス提供地域は事業所により異なります。		
通所リハビリテーション(デイケア)		
ケアセンターいぶき 介護老人保健施設	米原市春照58-1	0749-58-1222
医療法人 緑泉会 水野医院デイケア 緑泉館	米原市長岡600	0749-55-2773
坂田メディケアセンター	米原市野一色1136	0749-55-8211
通所リハビリテーション いそ	米原市磯1729-1	0749-52-2002
近江診療所	米原市新庄77-1	0749-54-2127
介護老人保健施設 長浜メディケアセンター	長浜市加田町2984-1	0749-65-2011
認知症対応型通所介護		
デイサービスセンター千寿倶楽部	米原市上多良228-1	0749-52-6830
共用型デイサービス縁ひだまり	米原市一色494	0749-54-1122

歴史ある小学校の たたずまいを残した 懐かしい趣のある 複合住宅

基本理念「その人らしさの実現」



サービス付き高齢者向け住宅 ほたるの郷

懐かしい小学校の教室が、明るく広々とした快適な居住スペースに。
(22室)60歳以上の高齢者の方にご利用いただける賃貸住宅で、配
偶者などの同居も可能です。

水野グループホーム

要支援2及び要介護認定1～5の認知症のある高齢者様が、家庭的な
雰囲気の中で少人数で共同生活をする場です。(18室)

水野ヘルパーステーション

要支援・要介護の方を対象に、ほたるの郷の入居者はじめ近隣のご家
庭へ介護保険による訪問介護サービスを提供しています。

水野ケアプランセンター

ほたるの郷の入居者はじめ近隣の方々のケアプランを作成しています。



医療法人緑泉会 複合住宅緑泉館

☎0749-55-8765

<http://www.ryokusenkai.com/ryokusenkan/>

■営業時間/9:00～17:00・年中無休
■所在地/滋賀県米原市長岡645番地
■FAX/0749-55-9133

ご見学
入居申込み
受付中です

■ 要介護1～5の方

訪問入浴介護

自宅の浴室での入浴が困難な場合、看護職員と介護職員に入浴車で自宅を訪問してもらい、持参された浴槽を用いて入浴の介護を受けます。

訪問リハビリテーション

外出が困難な場合に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などに自宅を訪問してもらい、医師の指示に基づく心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを受けます。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士または管理栄養士に自宅を訪問してもらい、心身の状況や環境等を考慮した療養上の管理や指導を受けます。

訪問介護 (ホームヘルプサービス)

訪問介護員(ホームヘルパー)に自宅を訪問してもらい、食事・排泄・入浴などの介護(身体介護)や、掃除・洗濯・調理などの生活の支援(生活援助)を受けます。通院などを目的とした乗車・移送・降車の介助サービスを提供する事業所もあります。

訪問看護

在宅療養を行っている場合、主治医の指示に基づいて、看護師などに自宅を訪問してもらい、療養上の世話や相談、リハビリテーション、緊急時対応等の医療サービスを受けます。

■ 要支援1・2の方

介護予防訪問入浴介護

介護予防を目的として、看護職員と介護職員に入浴車で自宅を訪問してもらい、持参された浴槽を用いて入浴の介護を受けます。

介護予防訪問 リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などに利用者の自宅を訪問してもらい、心身機能の維持回復等、介護予防を目的としたリハビリテーションを受けます。

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士または管理栄養士に自宅を訪問してもらい、心身の状況や環境等を考慮し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を受けます。

介護予防 訪問介護

介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

▶ 19ページへ

介護予防訪問看護

在宅療養を行っている場合、主治医の指示に基づいて、看護師などに自宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や相談、リハビリテーション、緊急時対応等の医療サービスを受けます。

■介護保険サービス提供事業者一覧表

事業所名	住所	電話番号
訪問介護(ホームヘルプ)		
在宅介護ファミールケア米原センター	米原市中多良1-17	0749-52-5665
(福)米原市社会福祉協議会 ビジットケアあおば	米原市顔戸21-2	0749-52-1463
レーク伊吹農業協同組合訪問介護事業所	米原市能登瀬1286-2	0749-54-2112
ゆうゆうケアサービス	米原市磯1729-1	0749-52-2512
水野ヘルパーステーション	米原市長岡645	0749-55-4119
ニチイケアセンター米原	米原市宇賀野206-7	0749-52-9010
まごの手ケアサービス	米原市坂口90-70	0749-55-3210
坂本ケアサービス	米原市宇賀野219-32	0749-52-4664
ヘルパーステーション リーチまいばら	米原市顔戸681-1-201	0749-57-6301
ヘルパーステーション みしま池	米原市池下520-1	080-4882-6919
ヘルパーステーションあすか	長浜市加田町1402	0749-68-3557
アンタレスホームヘルパーステーション	長浜市加田町3360	0749-68-4110
アリエスけあ	長浜市安養寺町265	0749-50-9884
シャトンケアサービス	長浜市高田町14-23	0749-53-2156
ケアステーションあんじえす長浜	長浜市室町410-1	0749-63-7787
(市外の事業所については、総合事業訪問介護に指定している事業所のみ掲載しています。) (また、サービス提供地域は事業所により異なります。)		
訪問入浴介護		
アサヒサンクリーン在宅介護センター長浜	長浜市八幡東町193	0749-64-4981
田中ケアサービス(株) 長浜支援センター	長浜市祇園町278-5	0749-68-2033
田中ケアサービス(株) 彦根支援センター	彦根市外町浄土129-2	0749-21-1117
訪問看護		
地域包括ケアセンターいぶき	米原市春照58-1	0749-58-1222
訪問看護ステーション あすか	米原市顔戸1411-50	0749-52-1444
訪問看護ステーションライフ	米原市高溝636-6	0749-52-8686
訪問看護ステーションひだまり	米原市能登瀬1322-1	0749-54-2233
訪問看護ステーションみしま池	米原市池下563-1	0749-56-0507
こむぎ訪問看護ステーション	米原市多和田1031-3	0749-56-0872
こころ訪問看護ステーション	長浜市宮司町274-1	0749-63-7505
アンタレス訪問看護ステーション	長浜市加田町3360	0749-68-4117
訪問看護ステーション かがやき	長浜市曾根町1248	0749-51-9099
近江幸楽会 訪問看護ステーション きよら	長浜市下坂中町200-1	0749-68-4026
長浜赤十字訪問看護ステーション	長浜市宮前町14-7	0749-68-3313
ぴあ野訪問看護ステーション	彦根市南川瀬町1516	0749-30-9888
訪問リハビリテーション		
地域包括ケアセンターいぶき	米原市春照58-1	0749-58-1222
訪問リハビリテーションいそクリニック	米原市磯1729-1	0749-52-2002
近江診療所	米原市新庄77-1	0749-54-2127
坂田メディケアセンター	米原市野一色1136	0749-55-8211

短期間宿泊をして受けるサービス (ショートステイ)

■ 要介護1～5の方

短期入所生活介護

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所し、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受けます。日常生活費(食費・滞在費・理美容代など)は、別途負担する必要があります。

短期入所療養介護

医療機関や介護老人保健施設に短期間入所し、日常生活上の世話や、医療、看護、機能訓練などのサービスを受けます。

■ 要支援1・2の方

介護予防短期入所生活介護

介護予防を目的に、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所し、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受けます。日常生活費(食費・滞在費・理美容代など)は、別途負担する必要があります。

介護予防短期入所療養介護

介護予防を目的に、医療機関や介護老人保健施設に短期間入所し、日常生活上の世話や、医療、看護、機能訓練などのサービスを受けます。

■ 介護保険サービス提供事業者一覧表

事業所名	住所	電話番号
短期入所(生活介護)		
スマイルショートステイ	米原市寺倉603-1	0749-54-8201
坂田青成苑ショートステイ	米原市野一色1136	0749-55-3511
ショートステイ青芳	長浜市川道町2572	0749-72-8311
青浄苑ショートステイ	長浜市加田町2995	0749-63-7111
アンタレス ショートステイ	長浜市加田町3360	0749-68-4112
ふくら短期入所生活介護事業所	長浜市内保町480	0749-74-0044
田中ケアサービス(株) 長浜支援センター ショートステイ「あいあい」	長浜市祇園町148-1	0749-68-4180
特別養護老人ホーム 湖北水鳥の里 ショートステイ	長浜市湖北町延勝寺1844	0749-79-8100
短期入所生活介護 ゆふなぎ	長浜市下坂中町200-1	0749-68-4024
さざなみ苑 ショートステイ	彦根市城町2-13-3	0749-27-1411
特別養護老人ホーム 優・悠・邑	関ヶ原町大字今須782-1	0584-43-3155
短期入所(療養介護)		
ケアセンターいぶき 介護老人保健施設	米原市春照58-1	0749-58-1222
介護老人保健施設 坂田メディケアセンター	米原市野一色1136	0749-55-8211
介護老人保健施設 長浜メディケアセンター	長浜市加田町2984-1	0749-65-2011
介護老人保健施設 湖北やすらぎの里	長浜市木之本町黒田1221	0749-82-3725
介護老人保健施設 琵琶	長浜市川道町2694	0749-72-8080
介護老人保健施設 アロフェンテ彦根	彦根市竹ヶ鼻町80	0749-21-3300



入所系グループ

〈広域型・ユニット型〉

特別養護老人ホーム スマイル (ご入所定員30名)
(併設) **スマイルショートステイ** (ご入所定員10名)
TEL.0749-54-8201 FAX.0749-54-8211

【ご入所いただける方】

- ◆ 特養
要介護度3以上、県内の方をはじめ、居住地域に制限なく、お申込みいただけます。
- ◆ ショートステイ
通常、米原市(旧山東町、米原町、近江町)、長浜市(平成18年合併前の長浜市)、および彦根市(鳥居本小学校区域、城北小学校地区)の方となります。なお、サービスエリア以外の方で、ご利用を希望いただきます場合にはご相談ください。
- 居室はすべて個室タイプのユニット型。ユニットケアの理念(目的)である「暮らしの継続」ということを掲げ、自分らしく穏やかな日常生活がお過ごしいただくことを目標に、24時間シフトを活用しサービスのご提供を行なうものとしております。
- 全室、3モーター介護ベッド、車いす対応洗面台、キャビネット、ワードローブなどに加え、ナノイー発生機「エアイー」、「可視光応答型光触媒カーテン」を標準装備し、きれいで明るくニオイのない施設を目指しています。また、全床、転倒リスクの極小化と生活習慣の改善により快眠をいただけるよう「見守り支援システム眠りスキャン」、掛け布団は羽毛仕様(ダウン70% フェザー30%)のものをご利用いただいております。(別途、費用のご負担はございません。)
- 通常、夜間帯は、併設ショートステイを含めた定員40名の方を、4名体制(夜勤3名、宿直1名)で運用、夜勤介護職員一人当たり最大で13.3名の方を担当、手厚い体制で対応いたしております。

〈地域密着型〉

スマイルグループホーム (ご入所定員9名)
TEL.0749-54-8202 FAX.0749-54-8212

【ご入所いただける方】

- ◆ 地域密着型施設のため、通常、米原市の方が優先となります。なお、サービスエリア以外の方で、ご利用を希望いただきます場合にはご相談ください。
- ご入居金一時金などは必要ありません。
- 居室はすべて個室タイプのユニット型。ユニットケアの理念(目的)である「暮らしの継続」ということを掲げ、自分らしく穏やかな日常生活がお過ごしいただくことを目標に、24時間シフトを活用しサービスのご提供を行なうものとしております。
- 全室、「2モーター介護ベッド」、「チェスト」を標準装備、全床に「見守り支援システム眠りスキャン」を装備し、ご入居者の方の転倒リスクの極小化と生活習慣の改善等により快眠いただくことを目指しています。(別途、費用のご負担はございません。)
- 通常、夜間帯は、定員9名の方を、2名体制(夜勤1名、宿直1名)で運用。

居宅系グループ

スマイルデイサービスセンター (ご利用定員30名)
TEL.0749-54-8204 FAX.0749-54-8213

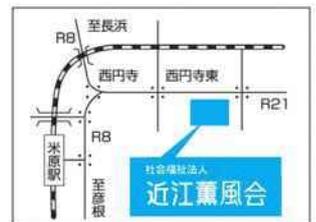
【ご利用いただける方】

- ◆ 通常、米原市(旧山東町、米原町、近江町)、長浜市(平成18年合併前の長浜市)および彦根市(鳥居本小学校区域、城北小学校地区)の方となります。なお、サービスエリア以外の方で、ご利用を希望いただきます場合にはご相談ください。
- 3つの浴室に5つの脱衣コーナーを設け、入浴時はご利用者の方が双方を占有いただく個浴での対応いたしており、プライバシーの確保と衛生上や感染症予防に配慮いたしており、気持ちよく安心してご入浴いただけます。

福祉の新しいスタンダードを目指して...



〒521-0093 滋賀県米原市寺倉603-1(国道21号線沿い)
法人本部/法人部・事務部 TEL:0749-54-8200 FAX:0749-54-8210



〈入所系グループ施設〉 特別養護老人ホーム スマイル スマイルショートステイ スマイルグループホーム
〈居宅系グループ施設〉 スマイルケアプランセンター スマイルデイサービスセンター



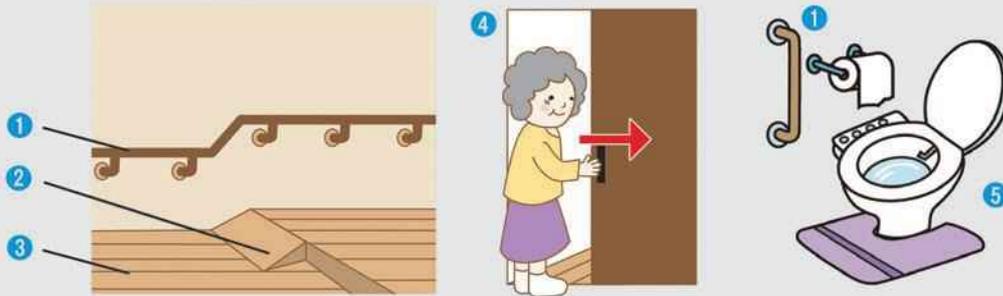
・米原駅からは、3km、国道9号線西門寺交差点からは、1km、いずれも、国道21号線を朝方方向に...
・北陸道(名神)米原インターからは、出口交差点を左折、国道21号線を米原駅方向に1km、

住宅改修費の支給

要介護者等が、自宅に手すりを取付ける等の住宅改修を行おうとするときは、市区町村に事前に申請することで、実際の住宅改修費の7～9割相当額が償還払い(利用者がいったん全額を払った後、申請後に払い戻し)で支給されます。

<対象となる住宅改修の種類>

■ 要支援1・2の方 ■ 要介護1～5の方



- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

<利用者負担について>

改修後にいったん全額を支払った後、対象経費の9割(一定以上所得者の場合は8割または7割)が介護保険から払い戻されます。なお、支給限度額(改修費用)は20万円です。

<手続きの流れ>



① 工事前提出書類

- ① 事前承認申請書
 - ② 工事費見積り書
 - ③ 住宅改修が必要な理由書(※)
 - ④ 住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの(日付入り写真および住宅の間取り図など)
 - ⑤ 住宅の所有者の承諾書(住宅改修した住宅の所有者が当該利用者でない場合)
- ※理由書の作成者
介護支援専門員、地域包括支援センター担当職員、作業療法士、理学療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上 その他これに準ずる資格等を有する者

② 工事後提出書類

- ① 支給申請書
- ② 住宅改修に要した費用に係る領収書
- ③ 工事費内訳書
- ④ 住宅改修の完成後の状態を確認できる書類(便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前および改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日が分かるもの)

福祉用具貸与

可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた事業者により、利用者の心身の状況、希望およびその生活環境等をふまえて、適切に選定された福祉用具の貸与を受けることができます。福祉用具を利用することで日常生活動作の安定性向上や動作範囲の拡大を図り、家族の介護の負担を軽減することなどを目的としています。対象用具のうち一部は、利用が長期間になる場合は、借りて利用するより購入した方が金額を抑えられることがあります。このような場合などに利用方法を貸与または購入の選択をすることができます。

■ 要支援1・2の方

■ 要介護1～5の方

- ・手すり
 - ・スロープ
 - ・歩行器
 - ・歩行補助つえ
- } 利用方法
(借りる、または
購入する)を
選択できます。

■ 要介護2～5の方

- ・車イスおよび付属品
 - ・特殊寝台および付属品
 - ・床ずれ防止用具
 - ・自動排泄処理装置(※)
 - ・徘徊感知機器
 - ・移動用リフト
 - ・体位変換器
- ※自動排泄処理装置は原則要介護4・5の方のみ対象となります

<利用者負担について>

福祉用具の貸与に係る費用の1割(一定以上所得者の場合は2割または3割)を利用者が負担します。費用は対象品目や商品の種類、事業者によって異なります。また、要介護度別に1か月間に介護保険が利用できる限度額が決まっているため、他の介護サービスとの組合せの中で限度額を超えた分は全額自己負担になるので、注意が必要です。

特定福祉用具販売

可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、福祉用具販売の指定を受けた事業者から、入浴や排泄に用いる、貸与になじまない福祉用具を購入します。福祉用具を利用することで日常生活動作の安定性向上や動作範囲の拡大を図り、家族の介護の負担を軽減することなどを目的としています。

■ 要支援1・2の方

■ 要介護1～5の方

- ・腰かけ便座
- ・排泄予測支援機器(※1)
- ・入浴補助用具
- ・固定用スロープ
- ・歩行器
- ・歩行補助つえ
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部品(※2)

※1 装着の都度、消費するものおよび専用シート等の関連製品は含みません。

※2 「移動用リフトのつり具の部品」にリフト部分は含みません。



<利用者負担について>

購入時にいったん全額を支払った後、費用の9割(一定以上所得者の場合は8割または7割)が介護保険から払い戻されます。

同一年度で購入できるのは10万円までです。(この場合、7～9万円が介護保険から給付されます)



■ 介護保険サービス提供事業者一覧表

事業者名	住所	電話番号
福祉用具貸与/福祉用具購入		
(株)ライフ	米原市高溝236-8	0749-52-5591
介護・健康用品のクローバー	米原市米原277	0749-52-8787
ケアサポート おうみ	長浜市本庄町700-1	0749-68-2222
ケアパートナー ヨシイ	長浜市八幡東町308-4	0749-65-2822
(有)ふれあいサポート	長浜市口分田町528-21	0749-64-1114
(株)リーフル	長浜市勝町372-1	0749-63-7880
ニチイケアセンター湖北	長浜市加納町886	0749-68-1896
(株)アクシア	長浜市祇園町939-1 RF マンション祇園102	0749-50-1460
ヨコタ ライフサービス	長浜市木之本町木之本750	0749-82-5747
田中ビジネスサポート(株) 福祉事業部 湖北事業所	長浜市高月町柏原418-1	0749-85-5248
(株)ヤマシタ彦根営業所	彦根市後三条町134-1	0749-24-9010
(株)トーカイ彦根営業所	彦根市小泉町78-13	0749-21-4185
(株)松永製作所	養老町大場484	0584-35-1344

施設サービス

※原則要支援1・2の方は利用できません

施設で生活する

■ 原則要介護3～5の方のみ

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常に介護が必要な方が入所し、入浴・食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などのサービスを受けます。利用する時には、施設サービス費のほか、居住費・食費・日常生活費などがかかります。

※要介護1・2の方はやむを得ない理由がある場合以外は利用できません

地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護

入所定員29人以下の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)で、入浴・食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを受けます。

■ 要介護1～5の方

介護老人保健施設

在宅復帰を目指している方が入所します。可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、リハビリテーションや必要な医療、介護などのサービスを受けます。利用する時には、施設サービス費の他、居住費・食費・日常生活費などがかかります。

介護医療院

医療と介護の複合的ニーズに対応するために、新しく創設された施設です。長期にわたり療養が必要な方が入所し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や機能訓練、必要な医療などのサービスを受けます。

詳細は各施設へ直接お問い合わせください。



■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

施設名	住所	電話番号
特別養護老人ホーム坂田青成苑	米原市野一色1136	0749-55-3511
特別養護老人ホーム スマイル	米原市寺倉603-1	0749-54-8201
地域密着型特別養護老人ホーム わが家ひだまり	米原市本郷603-1	0749-55-3131
特別養護老人ホーム ふくら	長浜市内保町480	0749-74-0044
特別養護老人ホーム 青芳	長浜市川道町2572	0749-72-8311
特別養護老人ホーム 青浄苑	長浜市加田町2995	0749-63-7111
特別養護老人ホーム アンタレス	長浜市加田町3360	0749-68-4111
特別養護老人ホーム 湖北水鳥の里	長浜市湖北町延勝寺1844	0749-79-8100
特別養護老人ホーム 湖北朝日の里	長浜市湖北町延勝寺297-1	0749-79-8111
特別養護老人ホーム伊香の里	長浜市木之本町黒田1221	0749-82-5611
特別養護老人ホーム 奥びわこ	長浜市西浅井町大浦1788-3	0749-89-1689
特別養護老人ホーム けやきの杜	長浜市高月町柏原1055	0749-85-8383
特別養護老人ホーム姉川の里	長浜市大井町973-1	0749-73-8010
特別養護老人ホーム 今浜の郷	長浜市下坂中町200-1	0749-68-4024
特別養護老人ホーム 近江ふるさと園	彦根市石寺町713	0749-43-5800
特別養護老人ホーム 近江第二ふるさと園	彦根市開出今町1343-3	0749-22-4321
特別養護老人ホーム さざなみ苑	彦根市城町2-13-3	0749-27-1411
特別養護老人ホーム 千松の郷	彦根市松原町520-1	0749-22-2255
特別養護老人ホーム サニープレイス彦根	彦根市三津町446-1	0749-47-3577
特別養護老人ホーム 優・悠・邑	関ヶ原町大字今須782-1	0584-43-3155

■介護老人保健施設

施設名	住所	電話番号
介護老人保健施設 坂田メディケアセンター	米原市野一色1136	0749-55-8211
ケアセンターいぶき 介護老人保健施設	米原市春照58-1	0749-58-1222
介護老人保健施設 長浜メディケアセンター	長浜市加田町2984-1	0749-65-2011
介護老人保健施設 琵琶	長浜市川道町2694	0749-72-8080
介護老人保健施設 湖北やすらぎの里	長浜市木之本町黒田1221	0749-82-3725
介護老人保健施設 アロフェンテ彦根	彦根市竹ヶ鼻町80	0749-21-3300
養老の郷	岐阜県養老郡養老町押越700-1	0584-33-0510

住み慣れた地域での生活を支える ※原則として、他の市町村のサービスは利用できません

■ 要介護1～5の方

小規模多機能型居宅介護

施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を利用者の状況に応じて組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。

認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)

認知症の方を対象に、専門的なケアを提供するサービスです。グループホームに入居し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受けます。

看護小規模多機能型居宅介護
(複合型サービス)

施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問(介護)」、看護師などによる「訪問(看護)」を状況に応じて組み合わせることで、介護と看護の一体的なサービスの提供を受けます。

■ 要支援1・2の方

介護予防小規模多機能型
居宅介護

施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を利用者の状況に応じて組み合わせ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。

■ 要支援2の方

介護予防認知症対応型
共同生活介護
(グループホーム)

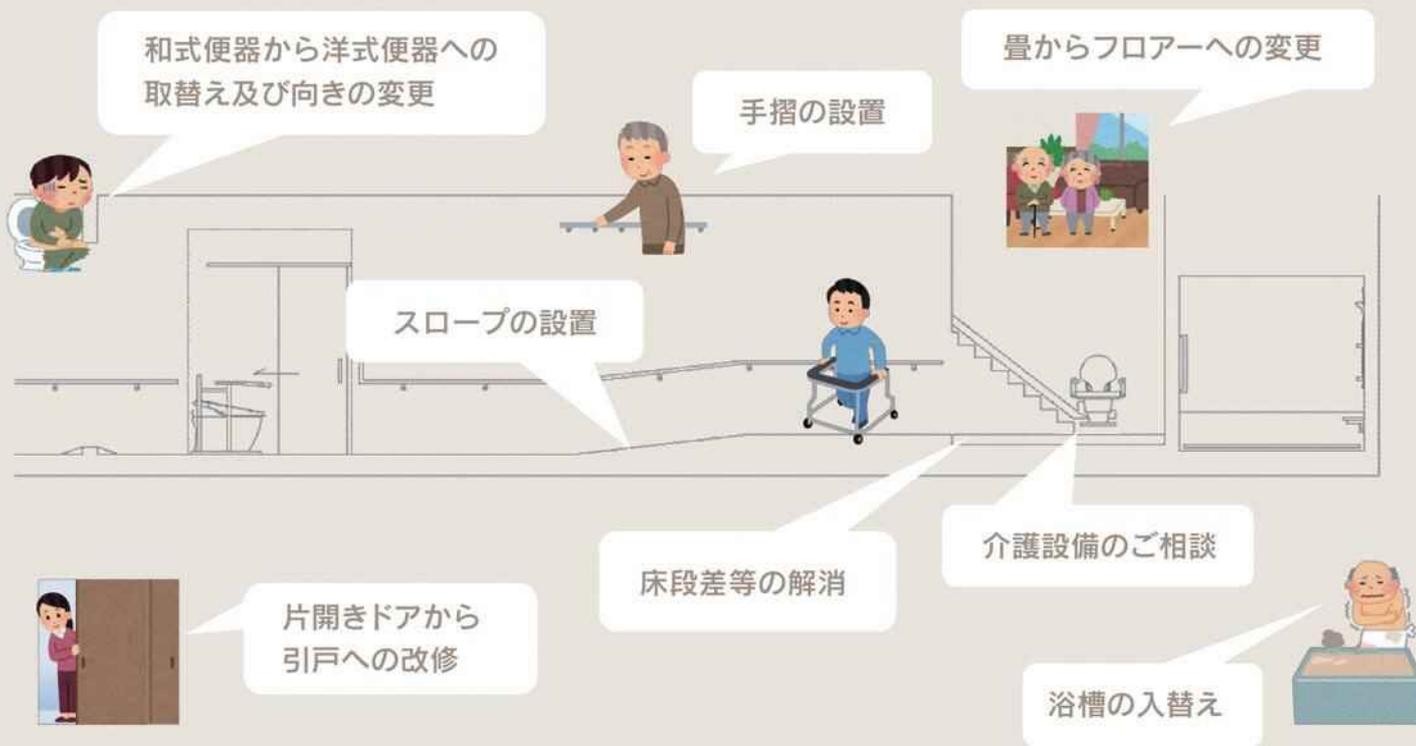
認知症の方を対象に、専門的なケアを提供するサービスです。グループホームに入居し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、介護予防を目的とした日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受けます。
※要支援1の方は利用できません。

■ 介護保険サービス提供事業者一覧表

事業者名	住所	電話番号
小規模多機能型居宅介護		
みんなの家	米原市顔戸1729-1	0749-52-6006
ほっとひだまり	米原市一色458-2	0749-54-2277
はなれひだまり	米原市本郷603-1	0749-55-9000
看護小規模多機能型居宅介護		
笑みの家 ひだまり	米原市能登瀬1322-1	0749-54-3377
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		
グループホーム千寿庵	米原市上多良228-1	0749-52-6830
スマイルグループホーム	米原市寺倉603-3	0749-54-8202
縁ひだまり	米原市一色494	0749-54-1122
水野グループホーム	米原市長岡645	0749-55-8765
グループホーム 悠 楽	米原市上野1881	0749-58-2135

お家のお困りごとご相談ください

バリアフリー改修の事なら何でもおまかせ下さい
手すり1本からでもお伺いします



まずは手軽にできる安全対策をご提案します

慣れ親しんだおうちで自立できる快適な住まいを提供したい。これが私たちの想いです。

年間450件以上・
23年の実績が
あります

福祉住環境コーディネーター・福祉用具専門相談員・増改築相談員の資格を持つ専任スタッフが、ご相談からアドバイス、現場調査・工事に至るまで責任を持って対応させていただいております。
また、介護保険をはじめ各種補助金等の申請手続き、福祉用具貸与事業所様のご紹介につきましても対応させていただきます。

KTS (株)国友トータルサービス

お問合せ先

TEL 0749-63-1377

住まいのショールーム
ツナグバ kure•be

長浜市神照町918番地(長浜市立北中学校前)



介護予防・日常生活支援総合事業は市が行う介護予防サービスです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれており、多様なサービスを受けられます。
※要介護認定等の判定について、詳しくは4ページをご確認ください。

65歳以上のすべての方

▶ ②のサービスが受けられます



①
介護予防・
生活支援
サービス事業

②
一般介護
予防事業

要介護認定で要支援1・2と判定された方

▶ ①②のサービスが受けられます



①
介護予防・
生活支援
サービス事業

②
一般介護
予防事業

基本チェックリストで

介護予防・生活支援サービス事業の対象者と判定された方

▶ ①②のサービスが受けられます



①
介護予防・
生活支援
サービス事業

②
一般介護
予防事業

1

介護予防・生活支援サービス事業のサービス



介護予防・生活支援サービス事業では、必要な生活支援に応じて、様々な訪問型サービスと通所型サービスを受けられます。

訪問型サービス (ホームヘルプ)

- **ホームヘルプサービス**
訪問介護事業所のホームヘルパーによる身体介護を提供します。
- **地域訪問型サービス(B型)**
米原市シルバー人材センターや地域お茶の間団体等による日常生活援助を提供します。
- **地域寄り添いサービス(D型)**
地域お茶の間団体等による移動支援や移送前後の生活支援を提供します。

通所型サービス (デイサービス)

- **デイサービス**
通所介護施設で日常生活上の支援や生活機能の維持・向上のための支援を提供します。
- **ミニデイサービス(A型)**
通所介護施設等で介護予防を目的に、交流の場、レクリエーションや運動の場を提供します。

リハビリサービス (訪問・通所)

- **短期集中運動指導事業(C型)**
3か月または6か月の短期間で、リハビリの専門職による個々の身体状況に合わせた運動指導を提供します。

2

一般介護予防事業のサービス



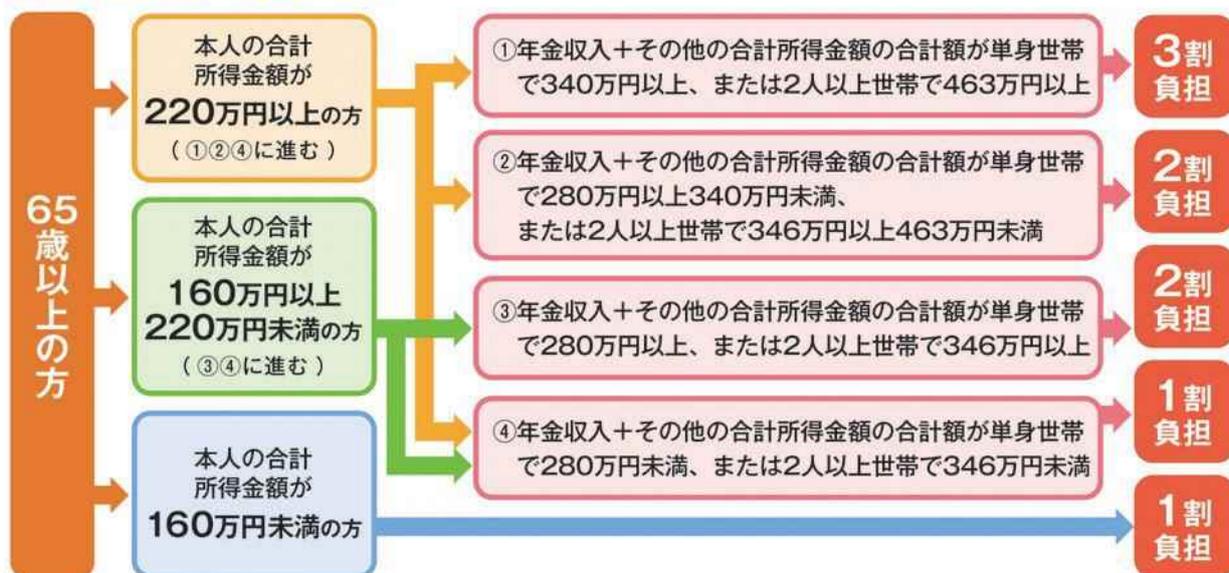
健康づくりや介護予防のために、地域で開催されている高齢者等居場所(地域お茶の間)やウォーキングの事業に参加できます。

介護(予防)サービスを利用した場合には、費用の一定割合を負担することになります。

介護(予防)サービスの利用者負担割合

利用者本人と同じ世帯にいる65歳以上の方の所得により決まります。

■利用者負担の判定の流れ



ご自身の負担割合は「介護保険負担割合証」で確認できます。

※「介護保険負担割合証」は要介護・要支援認定を受けた方へ毎年7月頃に市から交付します。

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担となります。

居宅サービスを利用した場合

居宅サービスを利用する場合は、利用できるサービスの量(支給限度額)が要介護度別に定められています。(1か月あたりの限度額: 右記表のとおり)

限度額の範囲内でサービスを利用した場合、自己負担額は1割(一定以上所得者の場合は2割または3割)です。

■サービスの利用限度額

要介護状態区分	支給限度額(1か月)
要支援 1	50,320円
要支援 2	105,310円
要介護 1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護 3	270,480円
要介護 4	309,380円
要介護 5	362,170円

■上限を超えて利用した場合

限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分が全額自己負担となります。



施設サービスを利用した場合

施設サービスを利用した場合は、費用の1割(一定以上所得者の場合は2割または3割)負担のほかに居住費(滞在費)、食費、日常生活費などを別途負担する必要があります。



■食費や居住費(滞在費)の負担軽減について

施設サービスや短期入所系サービスの利用者で、所得が一定以下の人は、食費・居住費(滞在費)の負担限度額が設定されており、申請により費用の一部が減免されます。基準費用額から負担限度額を差し引いた額は介護保険から支給されます(特定入居者介護サービス費)。

なお、居住費と食費の負担軽減を受けるためには、市の窓口へ申請し、負担限度額認定を受ける必要があります。

■利用者負担段階の設定

設定区分	対象者
第1段階	生活保護受給者
	世帯全員が市区町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員が市区町村民税非課税で、 本人の課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下
第3段階①	世帯全員が市区町村民税非課税で、 本人の課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下
第3段階②	世帯全員が市区町村民税非課税で、 本人の課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得金額が120万円超

※上記以外の方、預貯金などが一定以上ある方(単身で第2段階は650万円(夫婦は1,650万円)超、第3段階①は550万円(同1,550万円)超、第3段階②は500万円(同1,500万円)超)は、特定入所者介護サービス費の対象外となります。

※第2号被保険者(40歳以上~64歳以下)の場合、1,000万円(夫婦は2,000万円)超は対象外となります。

■利用者負担段階と負担限度額(令和6年8月から)

利用者負担段階	居住(滞在)費【日額】						食費の限度額	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室		ショートステイ	
			特養等	老健・療養等	特養等	老健・療養等		
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	430円	600円	390円
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	1,000円	650円
第3段階②	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	1,300円	1,360円

高額介護(予防)サービス費

介護(予防)サービスを利用する場合に支払う利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1か月に支払った利用者負担の合計額が負担の上限額を超えたときは、市に申請することで、超えた分が払い戻されます。

※ 利用者負担額のうち住宅改修や福祉用具購入の自己負担額および施設での食費、居住費(滞在費)日用品費は対象外となります。

※ 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護(予防)サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護(予防)サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

対象となる方	利用者負担の上限額(月額)
年収約1,160万円以上	140,100円(世帯)
年収約770万以上～約1,160万円未満	93,000円(世帯)
年収約770万円未満	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

高額医療合算介護(予防)サービス費(高額介護合算療養制度)

上記高額介護(予防)サービス費制度や高額療養費制度における月単位での負担軽減を受けてもなお、1年間(毎年8月から起算)における医療保険と介護保険の自己負担額が下記基準額を超えたときは、その超えた金額を払い戻すことで、さらに負担を軽減する仕組みです。支給には介護保険者・医療保険者のそれぞれに対して、申請が必要です。

所得区分	70歳以上	70歳未満の方
年収約1,160万円～ 標報83万円以上/課税所得690万円以上	212万円	212万円
年収770万～1,160万円 標報53～79万円/課税所得380万円以上	141万円	141万円
年収370万～770万円 標報28～50万円/課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般(年収156～370万円) 健保/標報26万円以下 国保・後期/課税所得145万円未満(※1)	56万円	60万円
市区町村民税世帯非課税	31万円	34万円
市区町村民税世帯非課税(所得が一定以下)	19万円(※2)	

・対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額が適用されます。

※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合および旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円です。



「その空き家 どうします?」

運用?

売却?

解体?

不動産売買もできる

高山がトータルサポートします!

できるなら
建物ごと売却
したいなあ

いい
活用方法は
ないかなあ?



なるべく
早く売却
したい!

ご近所に
迷惑をかけて
しまう前に
解体
するべき?



ECO YARD
SHIGA

その解体や、あの伐採、
あとの廃棄物も、
すべてお任せください

「そろそろどうにかしたいなあ」をお助けします!
まずは無料現地調査と無料お見積りを!

高山は
いつも考えて
います

地球のコト
エコのコト



HP
トップは
こちら

その空き家、
ドウスル?

解体のコト



解体特設
ページは
こちら

先代の遺した空き家を
どうすべきか?
そのまま売却か解体すべきか?
プロがしっかり判断&サポートします



株式会社 高山

長浜市高月町高月611-1

お問い合わせ・お見積もりはお気軽にご相談ください

☎0749-85-5551

宅地建物取引業許可/滋賀県知事(1)第3595号 建設業許可/滋賀県知事(般-3)第70335号
一般廃棄物処理/中間処理 第02520038845号(滋賀県)

まずはお気軽に
ご相談ください。



公式LINE

介護用品支給助成事業

対象者	介護保険料の所得段階が第1～3段階(市民税非課税世帯)の方で、要介護認定が1から5で常時おむつ等を必要とされる方(介護保険施設入所者は対象外となります。)
内容	市内の介護用品支給助成事業に登録された販売店で使用できる助成券を交付します。 (対象となる介護用品は、紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプーです。)
助成額	要介護4、5の方 : 4,000円/月 要介護1、2、3の方 : 2,000円/月

訪問理容サービス事業

対象者	老衰、心身の障がいおよび傷病等の理由により、一般の理容サービスを利用することが困難な方
内容	在宅の寝たきり高齢者等に対し、訪問による理容サービスを行います。 利用券を発行し、利用は3か月に1回とします。市内の登録店で利用券が使用できます。 (利用券1枚につき出張料金分を助成)
利用料	出張料金を除いた理髪代金

緊急通報システム事業

対象者	65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者世帯、重度心身障がい者の方 (病弱等により身体状況に不安のある方等)
内容	端末緊急通報装置本体および携帯型無線発信機を貸与し、受信センターで管理します。 また、近隣3人の協力員によるネットワークを組んでいただき緊急時の対応を行います。
利用料	対象者の要件により無料または有料(有料の場合は月額1,408円)

地域なじみの安心事業

対象者	市内に住居を有する要介護等高齢者およびその介護者の方
内容	介護者の急な病気、事故、その他やむを得ない事由により、介護を必要とする高齢者の介護ができなくなった際に通所介護事業所において緊急あずかりをします。
利用料	あずかりにかかった費用の10分の2(費用は時間帯によって異なります。)

配食サービス事業

対象者	傷病等の理由により調理が困難なひとり暮らしの高齢者および高齢者世帯 またはこれに準ずる世帯の方でおおむね65歳以上の方
内容	調理が困難な方で食事が確保できない方に対し、安否確認と共に食事を提供します。
利用料	弁当代金(安否確認料金は補助)

徘徊高齢者探知サービス事業

対象者	「要支援」、「要介護」認定を受けているおおむね65歳以上の方で、徘徊が見られる方
内容	徘徊が見られる高齢者等にGPS端末(発信機器)を持っていただくことにより、 行方不明時に位置情報の検索を行い、必要により徘徊者保護サービスが利用できます。
利用料	加入料および付属品に係る費用を除く実費(サービス使用時の費用等)

高齢者等住宅除雪費補助事業

対象者	高齢者世帯と障がい者世帯の方
内容	居住する住宅の屋根の雪下ろし作業等を協力事業者に依頼した時の費用に対して補助します。補助額は、作業1回あたり上限1万円(条件により上限2万円)とし、原則年度中に2回までとします。
利用料	補助額との差額分

高齢者自立支援住宅改修助成事業

対象者	次のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・米原市内に住所を有する65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、介護保険法に基づく要介護および要支援の認定を受けていない方 ・当該年度分の市民税の所得割を課せられている方がいない世帯に属する方 ・米原市高齢者小規模住宅改修助成事業、米原市在宅重度障がい者住宅改造費助成事業、米原市重度身体障がい者日常生活用具給付等事業に規定する助成を受けていない方 ・対象となる物件は、対象者が1年以上居住している住居に限る
内容	高齢者に対し、居住する住宅の改修をすることによる転倒等の予防効果を図るため、次の改修にかかる費用を補助します。対象となる工事は(手すりの取り付け・床段差の解消・洋式便器等への便器の取替え・引き戸等への扉の取替え)
助成額	当該年度分の市民税非課税世帯 補助率 3/4以内 上限額150,000円 当該年度分の市民税均等割課税世帯 補助率 1/2以内 上限額 100,000円

高齢者等安心確保(絆バトン)事業

対象者	次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の方 ・要介護3~5の認定を受けている方 ・身体障害者手帳の交付を受けていて、肢体1級および2級、または聴覚・視覚3級および4級の方 ・療育手帳の交付を受けていて、障がいの程度がA判定の方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、障がいの程度が1級の方 ・その他救急時に不安を抱く方および災害時に自力非難することが困難な方
内容	利用者の情報を専用の容器に入れ、自宅に保管しておくことで万一の緊急時および災害時に備える事業です。
利用料	無料

権利擁護・成年後見制度に関する相談

対象者	高齢者、障がい者およびその家族等
内容	認知症や障がい等により判断能力が十分でない人に対して、財産や金銭の管理、福祉サービスの利用援助などを行って日常生活を支援する「地域福祉権利擁護事業」「成年後見制度」について、相談・利用支援を行います。
利用料	相談無料

※成年後見制度の申立経費や後見人等への報酬の支払が困難な経済状況の人に対して、費用を助成する事業も実施しています。

※相談は、「米原市権利擁護センター」(米原市社会福祉協議会内)まで(電話54-3205・3105)

費用の助成事業に関するお問い合わせは、米原市地域包括支援センター(高齢福祉課内)まで(電話53-5120)

避難行動要支援者名簿登録制度

対象者	災害時に避難を行う際に支援が必要な方。(以下「要支援者」)
内容	災害発生時の要支援者の安否確認、救助、避難誘導の体制を整えるため、地域の避難支援等関係者へ要支援者の情報を提供することによって、災害時に支援を受けることが可能となります。登録後は自治会や自主防災組織などと協議の上、要支援者の避難支援プラン(個別計画)を作成することが必要です。
利用料	無料

※登録については、自治会長、民生委員・児童委員、市、社会福祉協議会などにご相談ください。

認知症高齢者等SOSネットワーク事業

対象者	認知症、若年性認知症と診断された方や徘徊により行方不明になるおそれのある方
内容	認知症等で行方不明になるおそれのある方を事前に登録いただき、行方不明になった場合には協力機関へ情報発信します。希望により、衣服や持ちものに貼ることができる二次元コードのついたシールを配布しています。
利用料	無料

田中ビジネスサポート株式会社

毎日の生活が快適・安全でありますように

シニアの皆さまの 自立支援を サポートいたします。



福祉用具のレンタル・販売

介護を必要とする状態になっても自立した生活が送れるよう、利用者さまに適した福祉用具のレンタル・販売や日常生活介護用品を各種ご用意します。利用者さまや介助者さまが安心して従来の生活を続けていただけるように、日々サポートしています。



住宅改修

住宅改修のプロセスは、ニーズの発見・アセスメント・プランニング・実施という流れで、風呂、トイレ、手すり、段差スロープ等を利用者の住宅環境に合ったもので設計・施工を行います。



【介護保険給付対象の住宅改修の範囲】

- ◎手すりの取り付け
- ◎引き戸等への扉の取替え
- ◎段差の解消
- ◎洋式便器等への便器の取替え
- ◎床・通路面の材料変更
- ◎その他、上記改修に付帯する必要な住宅改修

シニアビジネス支援事業部

介護や医療に関する専門的な情報を提供し、営業活動に活用していただいております。施設の入居促進活動や福祉用具の営業、シニア向け広報、地域のネットワーク作り等にお困りの方はぜひご相談ください。



- ◎シニア向け
情報コンテンツの提供
(健康/介護/予防/認知症)

- ◎認知症予防関連商品の販売
 - ・脳活バランス「CogEvo」
 - ・あたまの健康アロマなど

お問い合わせは

田中ビジネスサポート株式会社

福祉事業部

■ 湖北事業所
〒529-0234 滋賀県長浜市高月町柏原418-1
TEL / 0749-85-5248
FAX / 0749-85-5433

■ 湖南事業所
〒520-3046 滋賀県栗東市大橋7丁目7-7
TEL / 077-552-6992
FAX / 077-552-8923

シニアビジネス支援事業部

■ シニアビジネス支援事業部
〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島7-7-2 新大阪ビル西館3F
TEL / 06-4805-8686
FAX / 06-4805-8687

～創業23年 いつも笑顔で～

笑顔の介護・困らない介護は

ファミリーケア

是非ご相談ください。



Point 1

訪問介護サービス
温かいサービスと安心

ご自宅での生活がより快適な状態で継続して頂けるよう心のこもった温かいサービスと安心をお届けします。

Point 2

地域密着型通所介護サービス

ご自宅での生活がより安全で快適なものになるよう、デイサービスでは機能訓練や様々なレクリエーションを通して、健康維持・増進を目指しています。

Point 3

居宅介護支援「ケアマネジャー」

不安なく穏やかでより良い暮らし作りのお手伝いをします。ご本人・ご家族に豊富な知識と経験で安心をお届けします。

年に1度の秋祭りは、
ご家族参加で大いに盛り上がりますよ！

☎0749-52-5665



訪問介護・居宅介護支援・地域密着型通所介護

ファミリーケア

法人名:有限会社ライクファミリー



営業時間

訪問介護・居宅介護支援・地域密着型通所介護 9:00～18:00

サービス提供時間

訪問介護 6:00～24:00 年末年始定休
居宅介護支援 9:00～18:00 土日・年末年始定休
地域密着型通所介護 9:15～16:25 日曜・年末年始定休 延長可

心配事等を
前向きな目標に
変えるお手伝い
をします。

■所在地/米原市中多良1丁目17番 ■FAX/0749-52-6767

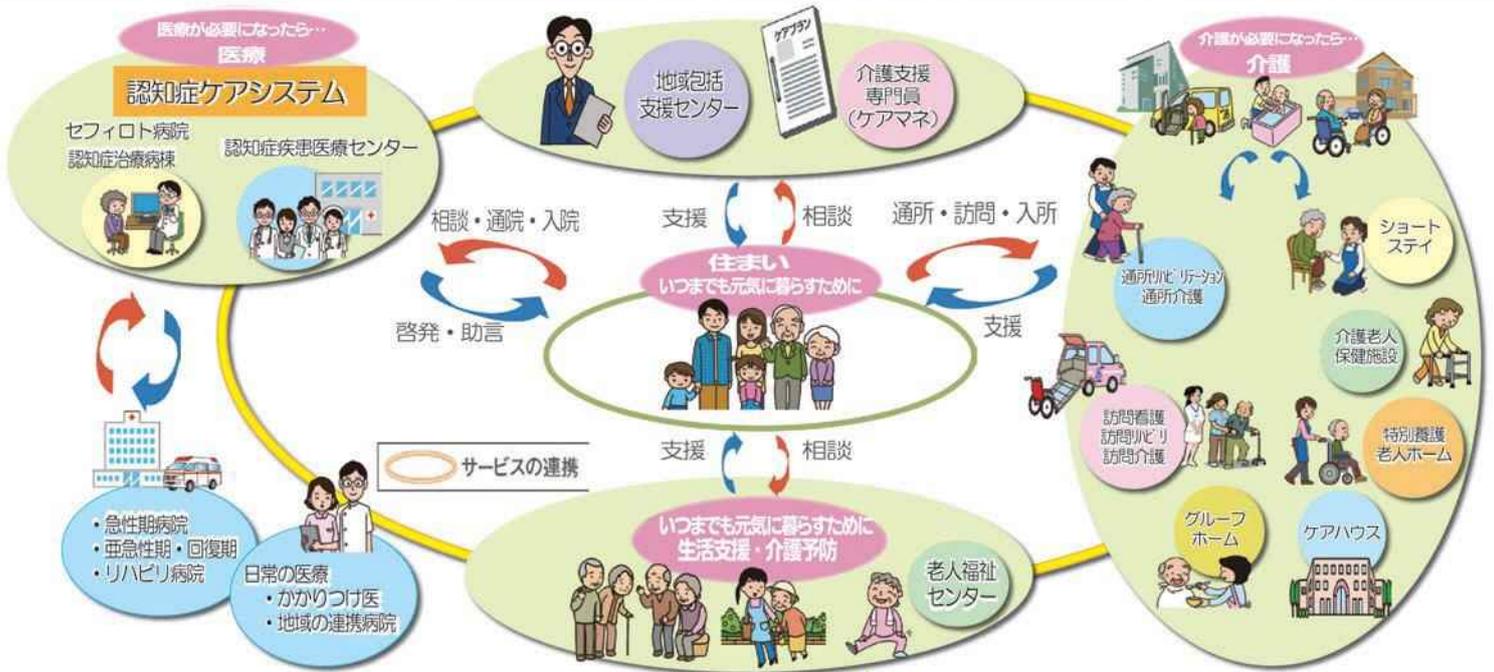
わげんあいご

和顔愛語の理念をもって地域と共に！



和顔愛語（わげんあいご）とは
にこやかな顔 やさしい言葉で人に接すること
いただく喜びよりも、与える喜びを知る人ほど、
幸福な人はないということです。

社会福祉法人 **青祥会** 地域や住民に親しまれ信頼される
病院・施設を目指しています。



お問い合わせ先

社会福祉法人 **青祥会** 法人本部

TEL.0749-68-4114

滋賀県長浜市加田町 3360 URL <http://seishokai.jp/official>
FAX. 0749-68-4116 E-mail honbu@seishokai.jp

南長浜地域包括支援センター(長浜市) <特別養護老人ホーム>
青浄苑
アンタレス } (長浜市)
<病院>
セフィロト病院 (長浜市)
認知症疾患医療センター (病院内)
青芳
坂田青成苑 (米原市)
<介護老人保健施設>
長浜メディケアセンター (長浜市)
坂田メディケアセンター (米原市)
やまびこ (愛荘町)

詳しくは
WEBへ!

青祥会 検索

